

「自治基本条例」に係る個別項目の検討

整理番号	項目名
5-3	市長等/市長以外の執行機関の権限

■項目の趣旨

○市長以外の執行機関（教育委員会等）の権限を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第 12 回代表者会提示】

○ 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を遂行する。

■今後の検討課題・論点等

○「市長以外の執行機関」の権限の整理はこれでよいか。

※「市長以外の執行機関」は、地方自治法その他の法令に規定される権限に属する事務の範囲において、市長と同様の権限を発揮することができる。

※参考

○地方自治法（抜粋）

- ・第 138 条の 2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。
- ・第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
 - ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

○当市が設置している市長以外の執行機関

- ・教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の 6 機関

整理番号	項目名
5-4	市長等/市長以外の執行機関の責務

■項目の趣旨

○市民の信託に応え、分権時代に対応していく上で、市長以外の執行機関が果たすべき責務を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第 12 回代表者会提示】

○ 「市長以外の執行機関」は、前条に定める権限に属する事務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

■今後の検討課題・論点等

○「市長以外の執行機関」の責務の整理はこれでよいか。

- ・市長以外の執行機関の責務として「説明責任」は必要か。
- ・市長以外の執行機関は市民の直接選挙により選任されていないことから、「信託に応じて」というような表現をしていないがどうか。
- ・市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に規定される権限に属する事務の範囲において、「市長と同様の責務」を負うことから、そのような視点も規定すべきか。
- ・各執行機関は、市における重要な事務を担い、それぞれの判断と責任の下で事務を執行している。その中で、いわゆる「縦割り行政」防止に向け、相互に連携し、行政として一体化を図ること（執行機関相互の関係）を、責務として規定するべきか。

※参考

○執行機関に関する他市の条文

- ・川崎市自治基本条例 第 14 条第 2 項（抜粋）
「市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。」
- ・岸和田市自治基本条例 第 12 条（抜粋）
「市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当らなければならない。」

整理番号	項目名
5-5	市長等/職員の責務

■項目の趣旨

○市長の補助機関として市政運営に携わる職員の責務を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

- 市の職員は、法令を遵守し、公正かつ誠実に、職務を執行しなければならない。
- 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。

■今後の検討課題・論点等

- 「職員の責務」の整理はこれでよいか。他に規定すべき項目はないか。
 - ・職員は市民の直接選挙により選任されていないことから、「信託に応えて」というような表現をしていないがどうか。
- たたき台の通り、職員の自己研鑽の責務を規定する場合、「5-2 市長等/市長の責務」の論点である「任命権者としての職員管理」も併せて規定することが必要か。
- 本項目は、補助機関という位置付けを踏まえると、「市長等」と同列ではなく、例えば三鷹市の自治基本条例のように「市政運営」の章で、「職員及び組織」という形で整理すべきか。

※参考

○地方公務員法（抜粋）

・第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

※地方公務員法では、サービスの具体的内容として、3つの義務、3つの禁止、4つの制限が定められている。

3つの義務（宣誓の義務、法令及び上司の命令に従う義務、職務に専念する義務）

3つの禁止（信用失墜行為の禁止、争議行為の禁止、秘密漏洩の禁止）

4つの制限（政治的行為の制限、兼業の制限、営利企業への就職の制限、他の事業又は事務の関与の制限）

○上越市職員倫理規程（概要）

*「前文」で規程制定に至る背景、必要性などを概論

・地方分権の推進は時代の要諦であり、地方自治体と職員は、経営理念と哲学の下、従来の思考・行動様式を刷新し、行政運営の在り方を自らの判断と責任により確立する責務を有する

↓

・住民の期待と信頼にこたえるため、職員に求められるもの

① 現場行政・責任行政を担う者としての自覚と誇り

② 自ら考え、行動する資質・能力

③ 公務の重みをよく理解し、緊張感のある公平・公正で適切な事務処理

↓

・厳格で崇高な倫理観を保持するために職員が普遍的かつ継続的に取り組むべき事項を明らかにし、全体の奉仕者としての公務員像確立のよりどころとする

*本文中で、職員が遵守すべき基本的原則等を規定

① 全体の奉仕者としての自覚 … 自らを厳しく律し、不断に公務員倫理の高揚を図る

② 法令等の遵守 … 地方公務員法など関係法令等に従い誠実かつ公正に職務を執行

③ 適正な事務処理 … 効率的な予算執行、旅費、食糧費の厳正な執行、前例・慣習にとらわれない適性かつ公正な事務処理（上司は注意を払い、指導・助言）

④ 職務や地位の私的利用の禁止 … 日常行動について公私の別を明らかに

整理番号	項目名
6-1	市政運営/基本原則

■項目の趣旨

○基本理念・基本原則に基づき、分権時代に対応した自主自立の市政運営を確立するために、市長等が自らの方針として常に認識すべき基本的事項を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（平等 - まちづくり）

・市民、市及び市議会は、平等かつ各地域の特色も活かしたまちづくりをするよう努める。

（平等 - 人権尊重）

・市民、市及び市議会は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重しなければならない。

・市民、市及び市議会は、ハンディを抱える人や老人、子どもを大切にしなければならない。

（男女共同参画 - 地域社会）

・市民及び市は、地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進するよう努める。

（安全・安心 - 防災、防犯）

・市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をするよう努める。

（市の責務 - 市の責務）

・市は、市政に関する情報を公開しなければならない。

・市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。

・市は、市民の声を市政に反映させるよう努める。

・市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会や手段を提供しなければならない。

○市民会議の思い

（平等 - まちづくり）

・まちづくりは、各地域の特色を活かしつつも、全市的に平等に行われなければならない。

（平等 - 人権尊重）

・全ての市民は立場的に平等であり、個人として尊重される必要がある。

・あらゆる差別がなく、人権が尊重されるまちを目指していく。

・社会的弱者をみんなで守っていく。

（男女共同参画 - 地域社会）

・特に地域社会において、時代にそぐわない社会的慣習、習慣を変えていく努力をしていかななければならない。

（安全・安心 - 防災、防犯）

・市民生活においては、あらゆる市民が安全・安心に暮らせることが保障される必要がある。

・非常時には地域での助け合いが最重要であり、日頃から地域全体で助け合いの精神を育てていく必要がある。

・市町村合併後、逆に安全・安心の意識が薄くなってきてしまった感がある。自分たちの地域で機能していた安全・安心が、機能しなくなってきているという危惧がある。災害時に備えて地域がまとまっていなければならない、それも安全・安心の大きな要素である。

（市の責務 - 市の責務）

・市は、透明で公平かつ公正な行政を行い、説明責任を果たすことで、市民と信頼関係を保たなければならない。

・市は、市民みんなが参加・参画して市政、まちづくりを行うことを基本とし、その実現のために機会や手段、環境や体制を整備していく必要がある。
・市民の「声なき声」を汲み上げる仕組みも必要である。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）

（検討中）

■今後の検討課題・論点等

（検討中）

整理番号	項目名
6-2	市政運営/情報共有及び説明責任

■項目の趣旨

○市と市民との相互の信頼感を醸成し、市民参画と協働を推進するとともに、市の自己決定権の拡大に伴い、政策形成過程の透明性を高めるため、市の情報共有及び説明責任の基本的な取組姿勢を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（情報 - 情報共有）

- ・市及び市議会は、市民と市政に関する情報を共有するよう努める。

（情報 - 情報提供）

- ・市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供するよう努める。

（市の責務 - 市の責務）

- ・市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。

○市民会議の思い

（情報 - 情報共有）

- ・市政、まちづくりに市民みんなが参加・参画するためには、市の情報が市民に十分に公開、提供され、市民、市議会、市の三者が情報を共有していなければならない。

（情報 - 情報提供）

- ・行政は市民から信託を受けているのであり、行政が何をどのようにして行い、結果はどうであったかを市民に報告するのは当然の義務である。

- ・市民側からも情報を積極的に提供するという考え方も必要であり、そのような情報を活用していく仕組みも必要ではないか。

（市の責務 - 市の責務）

- ・市は、市が行った事業について、PDCA【plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善、見直し）】を市民に公表することは、当然、市の責務である。

- ・市は、必ず「現場をみて」PDCAサイクルを行うことが大事である。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

- **市長等及び市議会（以下「行政」という）**は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意向の情報収集に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。
- **行政**は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容、目的及び目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

■今後の検討課題・論点等

- 「情報共有・説明責任」はこのような整理でよいか。

整理番号	項目名
6-3	市政運営/情報公開

■項目の趣旨

○公正で開かれた市政運営が実現されるよう、市政の情報公開の原則を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（情報 - 情報公開）

- ・市民は、市政に関する情報の公開を、市に請求することができる。
- ・市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。

○市民会議の思い

（情報 - 情報公開）

- ・市民は、日常的に「行政の情報公開は不十分」と感じており、その不十分な状態を改善するにはどのようにしたらよいか、が一つのポイントである。行政側だけでなく、市民側にも責任はあるのではないか。

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

- **行政**は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、市政の公正な運営を確保するため、**行政**の保有する情報は、**市民の求めに応じ**、原則として公開しなければならない。
- **行政**の保有する情報の公開の手續等については、別に条例で定める。

■今後の検討課題・論点等

- 「情報公開」はこのような整理でよいか。
※ここでの別に条例で定めるとは「上越市情報公開条例」を言う。

※参考

○上越市情報公開条例第2条第1項第1号に掲げる実施機関（情報公開の対象）

実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局及び議会並びに上越市土地開発公社をいう。

整理番号	項目名
6-4	市政運営/個人情報保護

■項目の趣旨

○市民が個人情報の取扱いに関し、権利利益を侵害されることのないように、個人情報保護に対する市の基本的姿勢を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（情報 - 情報保護）

- ・市及び市議会は、市民の個人情報を保護しなければならない。
- ・市民は、市民の個人情報を保護しなければならない。

○市民会議の思い

（情報 - 情報保護）

- ・三者が情報を共有するには、「市民の個人情報を保護する」というルールを互いに守ることにより、相互に信頼感を持つことが前提条件となる。
- ・「市民の個人情報の保護」について、どこまでの範囲を示していくか、捉え方が難しい。

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

- **行政**は、市民の基本的な人権である個人の尊厳を確保するため、**行政**の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。
- 個人情報の適切な保護、市民の自己に係る個人情報に関する権利等については、別に条例で定める。

■今後の検討課題・論点等

- 「個人情報保護」はこのような整理でよいか。
※ここでの別に条例で定めるとは「上越市個人情報保護条例」を言う。

※参考

○上越市個人情報保護条例第2条第1項第4号に掲げる実施機関（個人情報保護の対象）

実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局及び議会をいう。

整理番号	項目名
6-5	市政運営/パブリックコメント

■項目の趣旨

○市政運営に係る重要な事案の検討に際して、市民参画の促進を図るための制度としてパブリックコメント（意見公募手続）のあり方を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

- 市長等は、市の基本的な計画又は市の理念等を定める条例等を議会に提案し、又は決定しようとする場合には、当該計画又は政策の案を公表し、広く市民の意見を聴取する手続をとらなければならない。
- 市長等は、前項の規定により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。

■今後の検討課題・論点等

- 「パブリックコメント」の整理はこれでよいか。
※現行の「上越市パブリックコメント実施要綱」では、意見を提出できる人に、この条例案の「市民」の定義に含まない「計画などに具体的な利害関係を有する個人・法人・団体」が含まれている。
- 「パブリックコメント」の対象範囲について、市議会の審議対象であるものを含めるかどうか。
※国の場合は、間接民主主義の原理から、国会の審議対象であるものはパブリックコメントの対象範囲に含まれていない。

※参考

○上越市パブリックコメント実施要綱

（対象となる条例及び計画等）

- ・市の基本的な計画・指針
- ・市の憲章・宣言
- ・市の理念などを定める条例
- ・市民に義務を課す、または権利を制限する条例（金銭の徴収に関するものを除く）
- ・公共施設（特定の地域の利用に限られるものを除く）の建設計画 など

（意見を提出できる人）

- ・市内に住所がある個人
- ・市内に事務所や事業所を持つ個人・法人・団体
- ・市内にある事務所や事業所に勤める個人
- ・市内にある学校に通う個人
- ・計画などに具体的な利害関係を有する個人・法人・団体

整理番号	項目名
6-6	市政運営/苦情処理等(オンブズパーソン含)

■項目の趣旨

○説明責任の対になるものとして、市民からの苦情等の申立てに対する応答責任とともに、オンブズパーソンの設置について明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

- 行政は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。
- 市長は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を簡易かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところによりオンブズパーソンを設置する。

■今後の検討課題・論点等

- 「苦情処理等」の整理はこれでよいか。
※現行のオンブズパーソン制度は、「何人も」利用できる制度であるため、この条例案の「市民」の定義に含まない人も含まれる。

※参考

○上越市オンブズパーソン条例 抜粋

（苦情の申立て）

第11条 何人も、オンブズパーソンに対し、市政に関する苦情を申し立てることができる。

整理番号	項目名
6-7	市政運営/自治体経営

■項目の趣旨

○市長等が経営的視点に立ち、戦略性を持った市政運営に努めることの必要性を規定するもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（市の責務 - 市の責務）

- ・市は、公平な行政運営を行わなければならない。
- ・市は、経営責任を持たなければならない。
- ・市は、市民の声を市政に反映させるよう努める。
- ・市は、迅速かつ的確な行政運営及び対応をしなければならない。

○市民会議の思い

（市の責務 - 市の責務）

- ・「市は市民を公平に扱っていない」として不公平感を抱いている市民が多くいることについて、市は真摯に受け止める必要がある。
- ・市は、市民の信託を受けていることを自覚し、経営責任を持って行政運営をしなければならない。

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

○ **市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、戦略的な施策展開を図るとともに、その実施に当たっては最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。**

■今後の検討課題・論点等

- 「自治体経営」はこのような整理でよいか。
 - ・行政サービスの提供にあたっての、公平・公正の確保等他に規定すべき事項はないか。

整理番号	項目名
6-8	市政運営/総合計画

■項目の趣旨

○総合計画を市政運営の総合的・計画的な指針とすること及びその策定に係る手続きを明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

○ **市長等は、第〇条に規定する基本理念に則った市政運営の総合的な指針として総合的な計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。**

■今後の検討課題・論点等

- 議決の対象を「基本構想」以外にも拡大すべきか。
 - ・地方自治法第2条第4項では、議会議決を経て策定する必要があるのは「基本構想」のみとなっているが（すなわち「基本構想」以外の計画の策定に係る法的義務はないが）、本条例にて策定を明記し、議決の対象とすべきか。
- 計画の進行管理やその公開、他の個別計画との整合性の確保、不断の見直しの必要性等を規定すべき事項はないか。
- 「市政運営の基本原則」と合わせ整理すべきか。

※参考

○地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

整理番号	項目名
6-9	市政運営/行政手続

■項目の趣旨

○市政運営に係る公正性の確保と透明性の向上を図り、市民の権利・利益を保護するため、市長等が行なう処分、行政指導等の手続きの基本的な事項について明らかにするもの

■市民会議の考え方

- 市民フォーラムでの素案（案）
- 市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

- **市長等**は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う処分、行政指導等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。
- **前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。**

■今後の検討課題・論点等

- 「行政手続」の整理はこれでよいか。
※ここでの別に条例で定めるとは「上越市行政手続条例」を言う。
- 「6-5 パブリックコメント」をこの「6-9 行政手続」に含めてここで規定するべきか。
※国は、パブリックコメントも行政手続の一環として定義している。

整理番号	項目名
6-10	市政運営/財政運営

■項目の趣旨

○自立した市政運営の基礎となる健全財政の確保と共に、財政運営に係る透明性の向上を図るための基本的な事項について明らかにするもの。

■市民会議の考え方

- 市民フォーラムでの素案（案）
（財政 - 健全財政）
 - ・市は、市の財政を健全に運営しなければならない。
- （財政 - 情報公開）
 - ・市民は、市の財政についての情報の公開を求めることができる。
 - ・市は、市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。
- 市民会議の思い
（財政 - 健全財政）
 - ・市民の税金が大切に使用されることが考えの基本である。
 - ・市は公金により財政運営を行っていることを自覚し、財政を健全に運営していかなければならない。
- （財政 - 情報公開）
 - ・市の財政状況の公開が不十分であり、市民と市が情報を共有して協働によるまちづくりを行っていくには、財政状況を透明にする必要がある。
 - ・市が財政状況を公開するにあたって、市民が理解できるようにわかりやすく公開しなければならない。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

- **市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。**
- **市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が十分に理解できるようにして公表しなければならない。**

■今後の検討課題・論点等

- 「財政運営」の整理はこれでよいか。他に規定すべき事項はないか。
 - ・総合計画との関連性を規定すべきか。
 - ・市有財産の適正な管理や運用について規定すべきか。
 - ・市の出資団体に関する規定を設けるべきか。
 - ・市自らの権限と責任に基づく自主財源の確保に触れるべきか。
 - ・健全な財政運営について主体は市長という整理の仕方でのよいか。
…市議会はもとより、市民も市の財政運営について一定の関心と責任意識を持ち、チェック機能を果たしていくべきではないか（北海道夕張市の教訓：行政の不誠実+市議会の黙認+市民の無関心=財政再建団体へ転落）

整理番号	項目名
6-11	市政運営/評価

■項目の趣旨

○効果的で効率的な市政運営を図るため、事業等の評価を行い、その結果を公表すること及び、第三者評価等を導入することについて明らかにする。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（評価 - 評価）

- ・市は、市の事業や業務について評価を行わなければならない。
- ・市は、評価の結果を公表しなければならない。

（評価 - 第三者評価）

- ・市は、市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行うよう努める。

○市民会議の思い

（評価 - 評価）

- ・市が行う事業や業務は、適正なものでなければならない。
- ・そのために、市は事業や業務について必ず評価を実施し、改善を図っていかなければならない。
- ・自分たちが納めた税金が大切に使われているかどうかを確認したいという市民の気持ちが、評価のベースである。
- ・評価の結果については、市民にわかりやすく公開して、評価に透明性を持たせなければならない。評価結果を市民が確認できる手段について、市は明確に示さなければならない。
- ・評価は事後評価のみではなく、計画段階、実施段階などの各段階でも実施することにより効果が上がる。
- ・単発的な評価で終わるのではなく、PDCA【plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善、見直し）】による評価のシステムを作り、そこでの反省が次の事業に活かされるようにすべきである。
- ・評価が自己満足で終わらず、次のさらなる進歩のための評価をしなければならない。

（評価 - 第三者評価）

- ・評価は自己評価のみでは甘くなりがちであり、第三者による評価も組み合わせるべきである。
- ・第三者による評価を実施する場合、市民参加・参画を市政、まちづくりの基本とする視点から、専門家以外に市民も参加して行うことも取り入れるべきである。
- ・これからは、市民参加による評価の仕組みを考えていくことが必要である。
- ・行政に任せっきりでなく、任せたことがきちんと行われているかどうかを、任せた市民自身がチェックすることによって、市民にとっても責任のある評価となる。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

- 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直し策を分かりやすく市民に公表しなければならない。
- 市長等は、行政評価について、第三者による評価その他市民が参加することができる評価の手法を取り入れるよう努めなければならない。

■今後の検討課題・論点等

- 「評価」の整理はこれでよいか。他に規定すべき事項はないか。
- 政策形成過程への参画（パブリックコメント、地域協議会等）の対になるものとして、「第三者による評価」をどのようなものとして想定するか。

整理番号	項目名
6-12	市政運営/政策法務

■項目の趣旨

○自主・自立の市政運営の確立に向け、政策法務に積極的に取り組むことを明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

○市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例等を制定する権限を十分に活用するとともに、自主的な法令の解釈と運用に努めなければならない。

■今後の検討課題・論点等

○「政策法務」の整理はこれでよいか。

※参考

○「政策法務」とは
 ・地方分権一括法の施行により、通達制度が廃止され、国の法律であっても、第1次的な執行責任は、地方自治体が負うこととなったのを契機に、各種の政策の実行に関連する法令について、地方自治体が法令の自主解釈権を行使し、この解釈に基づき、政策の実行に必要なルール（条例・規則等）づくりを行なうことをいう。

整理番号	項目名
6-13	市政運営/法令遵守

■項目の趣旨

○市民の信頼と公正さの確保の仕組みとして、市長等の法令遵守義務（コンプライアンス）を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

○行政は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。

■今後の検討課題・論点等

○「法令順守」の整理はこれでよいか。

※「市長の責務」や「市長以外の執行機関の責務」等に当然含まれるという考え方もあるかどうか。

整理番号	項目名
6-14	市政運営/公益通報

■項目の趣旨

○法令遵守（コンプライアンス）の確保と、公益のため通報を行った者が不当な取扱いを受けず、保護されるための体制整備の必要性を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

- 市民フォーラムでの素案（案）
- 市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

○ 市長等は、市政の適法な運営を確保するために、市政運営に関する違法な行為について市民、職員等から行なわれる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行なうことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

■今後の検討課題・論点等

○「公益通報」の整理はこれでよいか。法令遵守と合わせた規定とするか。

※参考

- 「公益通報」とは
 - ・事業者（事業者又はその役員、従業員等）について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、そこで働く労働者（公務員を含む）が不正の目的でなく、(1) 事業者内部、(2) 当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関、(3) その他の事業者外部（報道機関等、当該法令違反行為を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる外部）のいずれかに通報することをいう。
- 公益通報者を保護する制度
 - ・公益通報者保護法（平成18年4月施行）

整理番号	項目名
6-15	市政運営/外部監査

■項目の趣旨

○適正で効率的かつ効果的な市政運営を確保するため、外部監査を実施できることを規定するもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）

（検討中）

■今後の検討課題・論点等

（検討中）

整理番号	項目名
6-16	市政運営/危機管理

■項目の趣旨

○大規模災害等の発生に備え、市長等は総合的な危機管理体制の整備に努める必要があることを明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（安全・安心 - 防災、防犯）

・市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をするよう努める。

○市民会議の思い

（安全・安心 - 防災、防犯）

・市民生活においては、あらゆる市民が安全・安心に暮らせることが保障される必要がある。
 ・非常時には地域での助け合いが最重要であり、日頃から地域全体で助け合いの精神を育ていくことが必要である。
 ・市町村合併後、逆に安全・安心の意識が薄くなってきてしまった感がある。自分たちの地域で機能していた安全・安心が、機能しなくなってきているという危惧がある。災害時に備えて地域がまとまっていなければならない、それも安全・安心の大きな要素である。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第12回代表者会提示】

○市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に的確に対応するための体制を整備しなければならない。

■今後の検討課題・論点等

○「危機管理」はこのような整理でよいか。

・国や他の自治体との関係についても規定すべきか。

・市民の自助努力、近隣における相互扶助についても、（市民の役割として）規定すべきか。

※参考

○多治見市市政基本条例 第8章危機管理

（市民の役割）

・第40条 市民は、災害などの発生において、自らを守る努力をするとともに、その役割の大きさを認識し、相互に協力して災害などに対応しなければなりません。

○豊島区自治の推進に関する基本条例 第7章区政運営

（危機管理）

・第44条第3項 区民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。